

令和5年度
予算編成方針

令和4年10月3日
宮古市

令和5年度予算編成方針

国においては、現状の国内の経済情勢について、内閣府の月例経済報告（令和4年9月）により、「景気は、緩やかに持ち直している」とし、「ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される」とする一方で、「海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」としている。

このような中で、『経済財政運営と改革の基本方針2022』いわゆる「骨太の方針」、成長戦略である『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』を本年6月7日に閣議決定した。さらに、これらの基本方針等に加え、予算編成過程における歳出改革等の具体化の指針となる『令和5年度予算の全体像』を7月29日に取りまとめ、この指針を踏まえた『令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』を7月29日に閣議了解した。

『経済財政運営と改革の基本方針2022』では、当面は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を具体化する令和3年度補正予算及び令和4年度予算を着実に執行するとともに、令和4年度予備費等を活用した「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を迅速かつ着実に実行し、賃上げ転嫁など「成長と分配の好循環」に向けた動きを確かなものとしていくとしている。

また、『令和5年度予算の全体像』では、骨太方針2021及び2022に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとし、コロナ対策の下で膨れ上がった地方創生臨時交付金等の各種支援措置については、社会活動の正常化とともに着実な見直しと正常化を図り、少子化対策・こども政策、GX^{※1}への投資などの重要政策については、予算編成過程において検討するとしている。

※1 「GX」はグリーンTRANSフォーメーションの略称で、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革を目指すこと。

本市においては、宮古市総合計画に掲げる都市の将来像「『森・川・海』とひとが調和し共生する安らぎのまち」の実現に向けた取組を確実に進めながらも、原油価格・物価高騰等の影響を受けている市民生活、地域経済を支える取組など、足元の取組にも十分留意する必要がある。

このような中、本市における令和5年度以降の財政状況は、新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ情勢の影響が不透明な中、中長期の先行きを見通すことが困難であることに加え、歳入においては、人口減少による市税等の減収が予想される。また、歳出においても、原油価格・物価高騰等の影響により歳出総額に占める経常経費の増加が見込まれるほか、少子高齢化が進む中での社会保障関係経費や大型事業の実施に伴う公債費など、義務的な経費の増加に加え、公共施設やインフラ施設の長寿命化、老朽化した施設の改修などによる財源不足が見込まれる。

特にも、公債費は、令和8年度が償還のピークであり、令和3年度決算の36億円に比べ、約1.3倍の47億円が見込まれることから、持続可能な行財政運営の確立のため、予算の重点化や効率的な執行、施設の再配置等による経常的経費の削減など、財源の大幅な減少を見据えた対応が喫緊の課題である。

このような状況を踏まえて、令和5年度の予算編成においては、宮古市総合計画に掲げる主要事業の実施や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、行政評価等の結果を適切に反映することはもとより、限られた財源を有効的に活用するため、すべての事業の成果を厳しく検証し、既存事業の必要性や費用対効果などを改めて精査し、事務事業の見直しや再構築を図り、限られた財源の重点的な配分に努め、次の事項に十分留意して行うものとする。

記

- 1 令和5年度の一般会計の予算規模は、震災対応分の事業をゼロベースで見直し又は廃止することにより、総額300億円程度を目標とする。
- 2 令和4年度の普通建設事業のうち、補助事業の割合が4割に満たないことから、令和5年度は、補助事業の割合を5割以上とすることを目標とし、単

独事業中心となっていた事業構造から補助事業中心へと構造転換を図ること。

- 3 新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ情勢の影響により、中長期的な先行きを見通すことが困難な状況にあっても、厳しい財政状況を踏まえつつ、宮古市総合計画を着実に進めるとともに、一般財源に頼ることなく、国や県の各種支援制度を積極的に活用すること。また、クラウドファンディングや企業からの協賛などの活用も検討すること。
- 4 『宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づく事業については、『宮古創生』の実現に向け、戦略的かつ着実な事務事業の内容となるよう、十分に精査すること。
- 5 予算要求は、限られた財源・人的資源を最大限活用するため、各部局内で事務事業の必要性、緊急性及び優先度等に加え、目的に対する成果及び手法の妥当性についても検証した上で要求すること。

なお、当初予算は年間予算であることを踏まえ、予算編成後の制度改正や災害への対応等の緊急性のあるもののほか、年度途中で国・県補助の確定・内定、事業計画の変更等の真にやむを得ないものを除き、原則として補正措置は行わないことから、予算の追加が必要とならないよう所要額を算定すること。

加えて、予算の執行過程で生じる入札差金等の残額を翌年度以降の財源とするなど、予算の適正な執行が財源の確保につながることを職員一人一人が常に意識すること。

- 6 事務事業の企画立案においては、市民や市議会等の意見、要望及び監査結果報告等を十分に考慮するとともに、十分な現状把握を行い、実現可能性を慎重に判断した上で、目的の明確化及び目標値の設定を行うこと。
- 7 本市の将来像の実現に向け、必要な情報の取得や分析を十分に行い、新たな施策の検討に積極的に取り組むこと。

なお、新規施策に要する経費の確保については、既存事務事業の抜本的な

見直し、すなわち事務事業の「ビルド・アンド・スクラップ^{※2}」により対応するよう努めること。

- 8 予算の調製に当たっては、事業の繰越が会計年度独立の原則の例外であることを十分に認識し、事業ごとに年度内に執行可能な事業量を十分に精査の上、多額な繰越や不用額が生じることがないように特に留意すること。

なお、事業執行が複数年にわたるものについては、債務負担行為などの所要の措置を講じること。

- 9 部局横断的な行政課題については、関係部局において十分な協議調整を行うこと。

- 10 施設等の整備及び更新にあたっては、基本計画の段階から運営体制をはじめ、機能面や維持管理面等の将来負担も含め、フルコストで十分な検討を行い、施設等の完成後に維持管理費の増額や予定外の負担が生じないようにすること。

また、施設等の維持管理については、一時に多大な補修等の費用を要することがないように、『宮古市公共施設等総合管理計画』に基づき、長期的視点をもって、適正かつ計画的に行うこと。

- 11 歳入については、受益者負担の原則のほか、他の自治体や民間の事例等を把握した上で適切な使用料等の見直し、貸付金等に係る償還金などの市債権全般にわたる徴収の強化や、市有財産の有効活用などにより、一層の歳入確保に努めること。

また、新規事業・継続事業を問わず、国・県等の補助制度の活用を十分に検討し、新たな財源確保に積極的に取り組んだ上で要求すること。

- 12 扶助費については、事業手法や給付水準の見直し、検討を行った上で、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう適正な制度運用を行うこと。

※2 「スクラップ・アンド・ビルド」は壊してから創るが、「ビルド・アンド・スクラップ」は、最初にやりたいこと、やるべきことを決めて、そのために必要な資源を確保するために不要なものを廃止する考え方。

13 補助金・負担金については、事務事業の成果を検証した上で予算要求すること。

特に、各種団体等に対する負担金及び会費については、支出の目的に照らし、所期の目的を達成した場合や成果が不十分と認められる場合、退会も含め、取り扱いを検討すること。

また、補助金については、補助対象経費を明確にした上で原則精算することとし、厳正な審査の結果、次年度繰越が過大であるなどの状況がある場合は、次年度以降の補助金の減額又は不交付を検討すること。

(1) 新規の補助金・負担金については、目的、目標値及び計画の見通しを必ず設定し、資料を提出すること。特に新規の補助金については、終期を設定（最長5年）の上、事業の効果を定期的に検証し、事業の終了又は見直しを行い、補助金の適正化を図ること。

(2) 継続分の補助金・負担金については、漫然と前年と同額ではなく、事業内容等を十分に精査の上、収支決算書や評価資料（数字によるもの（参加人数や売上げなど）、数字で表現できない場合は文言で表現のこと）を必ず添付すること。

14 財政情報の開示については、地方財政の全面的な「見える化」の取組みを踏まえ、市民等へのより分かりやすい情報開示に努めること。